

練馬区告示第 4 7 4 号

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等を定める規程（平成17年 1 月25日練馬区告示第60号）の一部をつぎのように改正する。

令和 8 年 9 月 1 4 日

練馬区長 吉 田 健 一

本則の表練馬区立防災学習センター条例施行規則（平成26年 1 月練馬区規則第 7 号）の部の前につぎのように加える。

練馬区災害応急措置業務従事者 および水防従事者に対する損害 補償に関する条例施行規則（昭 和63年 3 月練馬区規則第 6 号）	第 4 条	損害補償の請求
	第 7 条第 1 項	年金証書の再交付の申請
	第 9 条第 1 項	療養期間等の変更の申請
	第10条	療養の完了の届出
	第18条第 1 項	遺族補償年金の支給停止ま たは支給停止の解除の申請
	第20条	年金受給資格の異動の届出

付 則

この規程は、令和 8 年 9 月15日から施行する。